

地方財源の充実確保に関する要請書

平成27年11月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県市長会会長 三木 正夫

長野県町村会会長 藤原 忠彦

日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対し御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、本年を「地方創生元年」と位置づけ、人口減少の克服と地方創生を最重要課題として取り組んでいます。政策の実現のためには、我々地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策に取り組んでいく必要があります。

こうした中、平成 28 年度税制改正に向けては、消費税率の引き上げに伴う経済への影響を緩和する観点から、軽減税率の導入をはじめ、地方財政に影響が及ぶ税目の見直しが検討されるとともに、地方の行財政改革についても、骨太の方針において、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされており、これらの見直し内容によっては、地方自治体の財政運営に支障が生ずる恐れがあり、とりわけ小規模市町村への影響が懸念されます。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお願いいたします。

I 平成 28 年度税制改正に関する事項

- 1 地方分権改革を進めるため、地方税源の更なる充実を図るとともに、消費税・地方消費税の引上げと併せて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 消費税の軽減税率の導入については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。
- 3 法人実効税率の引下げを行う場合には、法人関係税収の約 6 割が地方団体の財源となっていることから、地方の歳入に影響を与えることのないよう恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 4 消費税 10%への引上げ時における車体課税の見直しについては、地方財政に支障が生じることのないよう安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。

また、平成 29 年度に導入予定の環境性能課税については、条例の制定や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

- 5 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 6 ゴルフ場利用税は、特に中山間地域の小規模町村では貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 7 地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保すること。

なお、新税創設の議論をする場合には、地方団体の意見を十分に踏まえること。

II 平成 28 年度地方財政対策に関する事項

- 1 地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を図ること。
特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額の確保を図ること。
- 2 財源不足の解消は、引き続き地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施できるよう、地方財政計画の歳出に計上された歳出特別枠とこれを受けた地方交付税の別枠加算を堅持すること。

III 地方創生の推進に関する事項

- 1 新型交付金については、平成 26 年度補正予算を大幅に上回る規模を確保すること。
また、地方が総合戦略を着実に推進できるよう、制度設計に当たっては、先駆的な取組やソフト事業等に限定することなく、対象分野や対象経費の制約を大胆に排除して自由度の高いものとする。
- 2 総合戦略に基づく地方単独事業を実施するための地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を創設すること。